日春聖人文書の研究（一）

―光長寺蔵『文句疏記要文』とその紙背文書を中心にして―

原井慈鳳

一、はじめに

日春聖人は岡宮光長寺同時二祖として日法聖人と共に駿河・岡宮の地に法華本門の教線を張り光長寺の基礎を築いた事は古記録にも多く見え尊崇されるところである。[註1] 聖人の出自は鮎澤氏と伝承され台密の英僧・空存であった事も光長寺の旧記に残り、甲斐北原の人宥範法印、後の日乗聖人とは同族であるとされている。[註2] 日乗聖人は甲斐勝沼に偉容を誇った真言修験の精舎胎蔵寺から宗祖・日法聖人の教化により改宗立正安国寺という当初の立正寺開創に貢献した僧である。[註3] 辻之坊法印真妙院と号し光長寺辻之坊の開基でもある。

日春聖人も日法聖人の教化により天台宗の大精舎を改宗寄進し光長寺の現在の寺地の基礎となった事が伝承されるが、延慶四年（一三一一）、開創より三十五年目にして一間四面の仏殿を造立した事が棟札の写しに見える。その時の別當が「蓮明阿闍梨日春」である。現在の光長寺境内、東側に日春聖人御廟所「日春堂」があり、古記古地図にもこ

の記載がある。

古供養塔がこの堂内に安置されるを見れば古来の縁地である可能性が強い。この所に「日春堂（御廟所）がある故を推測するに、光長寺草創当時の境内の基礎に貢献した聖人を供養する為の聖地堂舎であり、旧境内はこの辺りも含まれたものか。休息立正寺の艮（うしとら）の方角のやや離れた一角に日朝聖人御廟所がある如く光長寺の境内堂舎を護る為にこの地に鎮座するかの如く拝察されるが今は定かでない。

光長寺同時二祖と列せられる日春聖人は宗祖直弟に列せられ蓮明阿闍梨と号す。宗祖より賜った御本尊は光長寺に伝来し弘安四年四月五日の年号と宗祖自らが

「僧日春授与之」と記され直授されたものであろう。(註4)

「遠沾師臨寫御本尊鑑」に「弘安二年太才己卯七月日　沙門日春授與」の御本尊が身延山に曽存した事が見えるが、光長寺伝来の御本尊は先師が必死に守り伝えたものである。

日春聖人のご事蹟は日法聖人に比して多くは紹介されていないが光長寺には日春聖人御真蹟とされる御本尊を始め書写本等が数点伝承されて来た。特に『宝物集』は題号と共に平成六年国の重文に指定され、(註5)その文献的価値が認められる所となり他の文書類も再認識しなければならない。

近年日春日法聖人の御真蹟を拝見拝読する機会を得させて頂く中に日法聖人と日春聖人の筆蹟は各々独得の特徴があり、筆者の正確な識別が必要である事を痛感して来た。特に日法聖人の署名花押には御真蹟でないものが散見されるのである。後代に加筆されたもの又は貼付されたものがある事に注意すべきであり、日春聖人の署名・花押も確かなるものを示しておくべきである。

光長寺文書の中に紙背文書が認められる筆写本は数々あるが[註6]、紙背文書の中に貴重な消息があると巻子本に仕立て直された折か、或いはそれ以前かに部分的に裁断されて別表装され別個の宝物として分類されて来たものが何点もある。

「紙背文書」又は「裏文書」とは手紙や文書等ある期間を過ぎて反故紙となる時、紙が貴重な時代にはその裏側を利用して、記録や書写がなされたが、はじめの使用面は、後で二次的に書かれた面からすると裏になるため紙背とは最初の文書を称したものである。この紙背文書が後世表面になって軸装され本来の二次面が表装の裏になった場合が光長寺に何点か認められる。これを調査して表装裏の文書が如何なる文書であったか解明できた部分がある。

更には日春聖人真蹟として疑いなく伝承されて来た文書についても筆蹟、内容共に再検討の必要ある文書を明らかにしておくべきであると試考したものである。

小論は平成八年九月三日法華宗教学研究所総会に於て研究発表したものを補足し纒めたものである。執筆の時間に追われ推稿論述の足らざる点を懺悔するものである。

二、日春聖人真蹟として光長寺に伝来した文書

光長寺に現存する宝物台帳の成立年代の古い本は明和五年戊子極月吉日の年号のある『光長寺霊宝扣』である「扣」は音で「コウ」、「控」と同義である。明和五年六月二十八日、光長寺第三十五世日隨聖人の署名花押があり、山内各坊、未寺の僧の連署花押があり「満山吟味之上無相違之間新帳を編立為後代加連判者也」とあるから当時の宝物の伝

承、奉納者も付記して公式に記録されたものである。

この台帳により日春聖人の筆蹟とされる記録を列記してみると次の如くである。

御本尊の項日法聖人の次に加筆あり

一、日春大上人一牧（ママ）本尊　一幅

寛政七卯七月奉納上ヶ土町七右ヱ門立助

蓮師法師等御消息並惣掛物類

一、日春上人横物正徳元辛卯年十一月再修補　一幅

一、日春上人宝物集題号　一幅

巻軸類　（宗祖、日春聖人を記す）

蓮師御筆

一、妙法華経傳云　八軸　（付記三行あり）

一、立正安国論文云　一巻　（付記一行あり）

一、大田禅門抄文云　一軸

一、日本佛法傳来記 文云　一軸
一、下山抄 文云　一軸
一、御真筆 題号不知　一軸（付記一行あり）
一、要文集　（付記一行あり 後代加筆）

日春上人御筆

一、顕立正意抄 釈子日春日法受言ト有　一軸
一、疏記要文 於下総国書之沙門日春日法ト両師並有御判　一軸
一、日本法華霊験記 日法御判有ヲ 日春之ト有　一軸
一、無益外道行集　一軸
一、寶物集　一軸
一、色心ニ法之事　一軸

巳上六巻

次に光長寺『宝物台帳』（昭和四十五年十二月二十六日、宝物管理委員会認定）に於て日春聖人の真蹟に数えられる

本尊、書写本等を挙げると次の如くである。

宝物台帳　（昭和四十五年十二月）

第一種

12　日春聖人御本尊　日春　寛政七年七月奉納

16　色心二法之事　日春

17　顯立正意抄　日春

18　文句疏記要文一帖　日春　弘安五年　於下総国書之沙門日春・日法ト両師並テ有御判

背面書簡アリ伊賀公

19　大日本国法華経験記下　日春

日法御判有テ日春之ト有

背面書簡アリ信乃殿

20　宝物集題号　日春

21　寶物集　日春

22　光尊御房宛書状　日春　六月四日

以上の如く見ると分類と表記の方法は全く異るが明和の台帳にては日春聖人の真蹟として九点を挙げ、昭和の台帳にては八点を列記している事が解る。相違する一点は『無益外道行集』を明和の台帳では日春聖人筆蹟として列記し

ているものである。

しかし筆蹟を比較検討してこの文書は日法聖人真蹟として間違いないと思われる。

但し昭和の『宝物台帳』の八点で間違いないかと言うと研究の余地があり又種々の問題点があり再検討してみなければならない。そこで日春聖人筆跡として検討して置かねばならない光長寺文書を各々取上げ真蹟か否かの考究、筆者の特定、表裏文書の解読より発見の事項とその内容も含め私見を述べさせて頂く事とする。

三、光長寺蔵　日春聖人文書の問題点（『文句疏記要文』とその紙背文書を含む）

A、『御法門御聴書上』中の日春聖人筆蹟

『御法門御聞書』と通称される文書は上下二巻あり、上巻が光長寺日寛師代の題簽に『御法門御聴書上』、下巻が『御法門御聞書下』と記されるものである。この文書は静岡県指定の有形文化財に指定されているが、紙背文書も含め種々の意味で貴重な文献である。

この中『御法門御聴書上』中に漢字解説部分がある。[註7] 日法聖人真蹟の当文書の中に異筆の部分がある事は既に『桂林学叢』第十六号日法聖人特集号の中の拙論に述べさせて頂いた所であるが、[註8] これは正しく日春聖人の筆跡である。文字の比較は論中に記した所であるので今はこれを略し、写真のみ掲載する事とする。

この漢字解説部分は日春聖人の近辺に何らかの辞書が存在した事を想定させ、それは『倭玉篇』類の第三類本『拾篇目集』に近い辞書である可能性を指摘した。『本朝書籍目録』に見える『仮名玉篇三巻』と何らかの関連があると思

われ、鎌倉期に『倭玉篇』の前進的な辞書の存在した大きな証拠として挙げておきたい部分である。

日春聖人筆蹟による当記録は宗祖の周辺に当時の辞書が存在した可能性を示し日法聖人の書写本にも異体字、誤字の訂正、難字の読み方表記等が随所に見られる事によってもこれが推定できる。

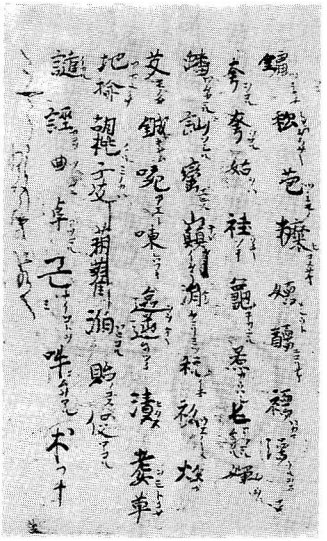

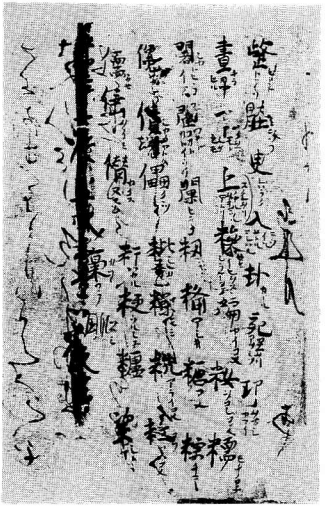

御法門御聴書上にある漢字解説部分

B、『与富木入道殿消息』表裏の内容

光長寺昭和の『宝物台帳』に「第二種宝物乙類四」として、『与富木入道殿消息』がある。この文書は白蓮日興師文書として類別されているものである。明和の『宝物扣』を見ると日興上人御消息とあるが、何れを指しているのか不明である。

調査の結果当文書は白蓮日興師文書ではない事を筆蹟及び内容面から指摘しておきたい。なおこの文書は軸装にさ

れているが本紙裏面裏打紙を通して文字が認められ、軸装の裏からの写真撮影では裏面の文字を判読しがたく、昼光に透かして漸く判読をする事ができた。

左に写真を掲げ消息とその裏面文書の解読を試みる事とする。

表（消息）

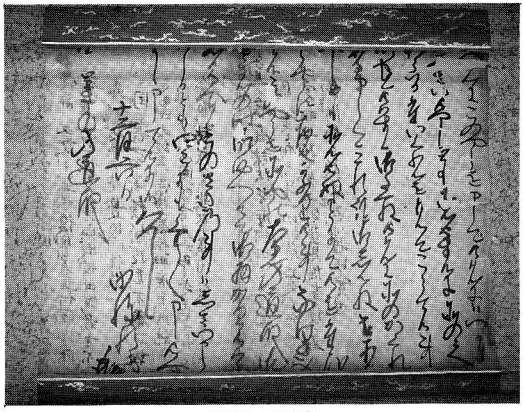

消息文写真

裏（消息の裏面）

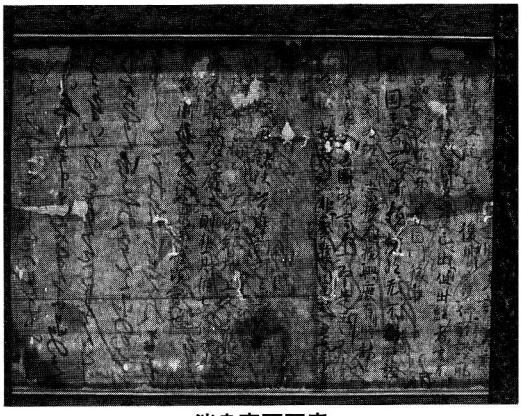

消息裏面写真

（表）　解読

□ん尓（に）　このやうを申して候ハん尓ハへて
□さ（志カ）い候へしとも所（そ）んせす候尓所のこへ
□ら（わカ）ハる□いくふんをも候てこうて候事
□やと候ハすく御手取候ハん尓所のかくれ
□る（あカ）ましく候これ□御志（誰カ）候給をわ
□し（へカ）とも所んせぬこと尓て候こと□（望カ）□（越カ）
□やうに存（夜カ）せ可ふ里候事なけき□
□候こ□（のカ）やうを所や大忠入道殿御
□さ（きカ）んの時御ゆへ候て御拝賀候ハゝ
□（心カ）るへく□（候カ）このさゝ乃事ハ志さい申□
□く（へカ）候とも□□尓も重々申候へ□
□く（よカ）申て候可候　恐々謹言
十二月六日　　沙弥　頼□（基カ）　花押

ときの入道殿

（裏）解読

信解受記（シ）（スト）己竟（レハタテ）復用多寶一何所（アラム）證耶
故知□（法）（ヌ）説之□（時）多寶已出（ニヘリシ）但出經者言不（ノハシテ）
疊（安）（テ）□（ニ）為作次第（ヲ）置（ル）因門（ノ）後□（耳）
又云国王者（トハ）一切漸頓諸經（無）（ヲ）无不□（稱）所詮
之処（處）為經王（ト）一　當機益物興廢有（リ）時部々
不同名（ル）之為国一皆言第一即是王　又此經
□（會）□（通）諸教豈（ニヤ）非聚集（ルニ）国王故（ニ）□（無量義）□□
中（ニ）
文句七云廣歴（クニ）諸法　皆摩訶衍（摩訶衍）々（ナリハ）即座大乘（大乘）々（ナリ）
□（即）實之相（ナリ）（實相）々ハ即一切智（ナリ）上文（ニ）云唯此一事
実一指此地一也餘ニ則真（ク）指七方便也此
約（シテ）漸頓二教逑（ルノ）其開権顕實也

この文書に関して（表裏）解明できる点は次の如くである

（表）

○ 当消息は白蓮日興文書ではない。他の日興文書と筆蹟が全く異る。
○ 差出人は「沙弥[illegible]」と見えるが『文句疏記要文』の紙背文書には同名の署名花押と思われる部分があり、署名のみは更にもう一箇所認められる。頼基となれば四条金吾頼基の筆蹟の可能性が高い。
○ 下総中山の富木常忍の許に存在した消息が光長寺に伝来したものである。
○ 曽谷大忠入道の名が見え、曽谷教信の父、下総八幡の荘の住人大野太郎左衛門尉政清か。
○ 日春聖人が下総中山で御書を書写した事は光長寺の所蔵文書で明らかであるがこれは重要な点である。
○ 日春聖人が下総中山で書写した文書で年月日が明らかなものは『文句疏記要文』である。

（裏）

○ 消息裏面の文書を解読すると後半部は『法華文句』七の内容と考えられる。
○ 筆跡は日春聖人のものであり他の日春文書と比較して間違いなきものと考えられる。
○ 消息裏面に文書があり文書の内容が『文句』であり、日春聖人筆跡で一行が平均十六文字となると光長寺蔵『文句疏記要文』との関連を想定させる。

以上の検討により、軸装『与富木入道殿消息』は白蓮日興真蹟に非ず四条金吾頼基の筆蹟の可能性が強くこの点に関しては署名、花押の研究を含め他日論述したいと考える。なおこの消息裏面の文字は日春聖人の筆蹟であり、『文句疏記要文』との比較に於て部分的関連を模索したが、表記の文意の連続により光長寺蔵『文句疏記要文』の一部分で

ある事を証明することができた。

即ち当文書は、『文句疏記要文』の最終部より四行目の次に接続していた部分である。その理由を文章の接続関係より示すと『文句疏記要文』の最後部より四行目文章

I「分身多寶並未二現前一何得レ指レ此耶彼解テ」であり、[註9]『文句』巻六下の部分であるが、伝『与富木入道殿消息』の消息裏面の文書の冒頭部は

II「信解シ受記已竟復用多寶何所證耶」[註10]でありやはり『文句』巻六下の部分である。

『大正新脩大藏経』第三十四巻によりこの部分を確認しようと試み順序を追ってみるとこのI・IIは連続する文章である。但しIとIIの間に

「云正是身子懐疑之時於法華中末能生信是故多寶分身一時来證若疑除」[註11]の三十文字が欠落している。されば字数より見ておそらく二行分が失われているのであろう。

消息裏面の文書は更に

「又云国王者一切漸頓諸経無不□所詮」[註12]と続きこれは『文句』六下の部分で、更に

「文句七云廣歴諸法皆摩訶衍々即大乗々」[註13]と『文句』七の記述より始まり

「約漸頓二教述其開権實也」[註14]で終っている。

なお『文句疏記要文』の最後の三行は切断された部分である事が解るが「文句六云」と冒頭にある為巻子本に仕立られた時最終部に付加されたものであろう。因みにこの部分は『大正蔵経』によれば『文句記』七上の一部分である。[註15]

即ち『文句疏記要文』は種々の書状を紙背として筆記されたものであるが富木入道宛の書状一面を『要文』最終部

より切断して軸装として個別の宝物としたものである事が判明した。されば『与富木入道殿消息』の消息裏面は本来『文句疏記要文』の一部であり当初の位置も確認できた。即ちこれは日春聖人の真蹟である。

C、『妙蓮消息』表裏の内容

光長寺昭和の『宝物台帳』に「第二種宝物乙類五」として『消息』がある。妙蓮文書として類別されているものである。明和の『宝物扣』には「妙蓮尼消息　正徳元辛卯年十一月再修補　一幅」とある。

この消息にも裏面に筆蹟が認められ、『与富木入道殿消息』と同様、消息とその裏面の文書解読を試みた。

表装裏書に「奉再修補元祖母堂妙蓮尊尼直筆

駿州岡宮徳永山光長寺常什物

二十八世日暁　花押

正徳元辛卯十一月吉辰」とある。

表（消息）

消息文写真

裏（消息の裏面）

消息裏面写真

（表）　解読

ヌヌたらうニらうとの
こ万のに申され候へ□（くカ）

ひんきたよろこひ候て申□　　候
ハかみのひたちにたんくたり□
たらせたハしまし候よしうけ□
まわり候ていふき万いり候□
□んけんさんまいりいり
□んとふ申し候ていてゝたち候□
□ころにまことにてたんわゝり
□やしくのみのたんのやのた□
□くや給いて候ようしけ給ハ
て候このひんきにこまのにた
□のふるへく□のへすゝこまの
□け給ハりたらうこそたほへ□
□のるへく候　恐々たほせたま□
十月□日
たゝくらのしらうとのへ申させ□
めうれ□

（裏）　解読

後百年有人云准（準）大集有五々百才一乃
至□□（第）（四）ハ　同前　隹（唯）才五々百云（ヲ）闘（鬪）諍堅固
言後五百者取後五百也若□（單）論五百□（猶）ハ
在正法雖出（リト）論文其理稍（寔）椎然五々百且（ハ）
從一□（往）末法之初冥利无（不）且據大教可流
行時故云五百故序（ニ）等三莫非咸（感）應
文句二云
阿難四月八日佛成（ノ）仏（道）日生侍佛得廿（二十五）年
推（ルニ）此佛年（ノハ）五十五阿難年廿（ノハ）五時求（ナリニ）□（侍）
五百請為（フサム）如（コトシ）前説

又云迦葉大衆讃日面如淨満月眼若□□（青蓮）

花佛（華）法大海水流入（ト）阿難心

記二云怖日月時等者大論十一云羅□（喉）□（欲）噉月

時（ニ）月天子怖疾走（テ）□（訴）佛而説偈言

大□（智）精進佛世尊　我今歸命□（稽）首礼（ツル）

是羅□（喉）羅脳（悩）乱我　願（ハ）佛憐愍見（ラレヨ）　救護（ヲ）

佛為羅喉而説偈言（ク）

月能（ハ）□（照）暗而清涼（ナリ）是虚空中大燈明（ナリ）

其□（色）白淨有千□（光）汝□（莫）呑月（ママ）疾（疾）放（ナルモ）去（ステヨ）

尓（爾）時婆稚（ママ）（雉）見羅喉汗出（セテリ）放月以偈問曰（ク）

この文書（めうれん消息）に関し（表裏）解明できる点は次の如くである。

（表）

○　めうれ（ん）がおおくらのしらう（大蔵の四郎）に宛てた書状である。軸装裏書に宗祖御母の表記が見えるが、やはり下総中山に存在した消息である可能性高く筆者は疑問とすべきである。

○　大蔵は鎌倉幕府の在った鎌倉二階堂の地である。

大蔵の四郎とは如何なる人か宗祖遺文等にも特定できないが、「かみのひたち」とは誰かが常陸の国へ下った事の便りに対する返事で詳細な話を太郎・二郎にもくわしく聞かせて下さいとの内容であろうか。

○　この消息が下総中山の地にあったとすれば妙蓮とは富木常忍の関連強き（常忍の妻の弟）太田五郎左衛門慰乗明（妙日）の妻、「妙蓮」の可能性も考えられる。一・三の仮説を立てると次の如くである。

（a）おおくらのしらう（大蔵の四郎）をまず鎌倉幕府の役人（住人）である呼称とすれば大野四郎兵衛尉清原教信（曽谷教信・法蓮）を四郎と仮定する人間関係を見てみると、妙蓮を太田乗明の妻とすれば四郎は弟である大野政清（大忠入道）の子であるから甥にあたる。[註16] 消息の冒頭に見えるたらう（太郎）二らう（二郎）とは誰か。曽谷次郎兵衛（道野辺妙蓮寺開基）が教信の子として知られるが不詳。

（b）又大蔵の四郎を鎌倉幕府の地の住人二階堂氏と見ると河合入道（二階堂行盛）の子、由比四郎行忠という人物がいる。四郎の兄二階堂行泰の子に太郎行重があり、その子に二郎行元がいるが不詳。ただ妙蓮との関連を考えると、四郎行忠の妹が富木常忍の後妻であるから常忍の前妻の弟太田乗明の妻である場合の妙蓮との関連に於てこの文面に疑問もある。

（c）また仮に妙蓮を南条七郎次郎時光（大行）の妻妙蓮（元享三年八月十三日没）とした場合[註17]の可能性を見ると、宛先の大蔵の四郎と考えられる人物は妙一尼（時光の姉）の夫、新田四郎信綱が考えられる[註18]。四郎は鎌倉に出仕した事が考えられ、されば太郎・二郎とは如何なる人物であろうか。時光の子に左衛門太郎、（日若か）左衛門二郎時忠（正中三年歿）がおり、二郎（時忠）の名は時光の自筆譲状に残る[註19]。光長寺には南条時光の自筆署名花押文書が存し「信乃公御房」宛の消息である。日春聖人筆写『大日本国法華経験記』の紙背文書である。この文書の紙背には他に白蓮日興消息も認められ、これらの筆者の関連と下総中山に存した事を考える時、妙蓮を時光の妻とする見方は否定できない。

（裏）

○　消息裏面を解読すると『文句記一』『文句二』『文句記二』の抜粋である。

○　一行が約十六文字の配列である。

○　筆蹟は日春聖人の筆跡である。他の日春文書に筆蹟は特徴を同じくしている。

以上の検討により軸装『妙蓮消息』は宗祖御母の妙蓮筆蹟に非ず。可能性としては太田乗明の妻も考えられるが更には南条七郎次郎時光の妻、妙蓮の可能性を留保したい。「おおくらのしらう」を新田四郎とした場合、伊豆の畠の住人であるが鎌倉にも勤務した武士である事が推定される。伊豆の南条出身の時光の父も駿河国富士郡上野郷の地頭となったが北条一門の武士で私的従者として鎌倉駐在は当時の責務であった[註20]。時光の義理の兄新田四郎は白蓮日興との

深い縁もあり消息の文意より仮定して妙蓮が子息・太郎・二郎（在鎌倉か）の事を心配して四郎に何らかの委託をする事は首肯できる。大石寺文書□(延)慶二年二月二十三日、時光の署名花押の譲状に、南条左衛門二郎時忠に譲り渡す分として「かまくらのやち（鎌倉の屋地）の事」とあり、鎌倉に時光の屋敷があった事は確実である。[註21] 消息が日春聖人当時下総中山に在った事は富木常忍の鎌倉に於ける職務に関連するものであろうか。この点は更に研究を要するものである。

中山法華経寺には宗祖ご自筆要文類の裏に数多の紙背文書が存在する事はよく知られる。その中、宛先の判明するものが四十通といわれ富木常忍あてが二十三通、とき五郎四郎あてのものが一通と多く常忍は千葉介の執事という立場より手許に集った文書が反故紙として宗祖や周辺の人びとに提供されたものと言う。[註22]

光長寺に存する紙背文書[註23]の宛先は「常忍」はもとより「伊賀公御房」「信乃公」「おおくらのしらう」等の常忍以外のものが認められるが中山には千葉介は勿論、「越前法橋御房」[註24]「六郎殿」[註25]「ミやうちの御房」[註26]等々が認められるので反故紙として周辺縁者の消息類も中山に集められていた可能性が強い。

一方『妙蓮消息』の裏面を解読すると冒頭の

「後百年有人云准(準)大集有五々百第一乃」より六行は『大正蔵経』にて確認すると『文句記』一上の記述であり、[註27] 次の七行目より

「文句二云阿難四月八日佛成仏(道)日生侍佛得廿年(二十五)」等四行はやはり『大正蔵経』によれば『文句』二上の記述である。[註28]

次の十一行目

「又云加葉大衆讃曰面如淨満月眼若□□(青蓮)」より二行は同じく『文句』二上の記述であり[註29]

最後の

「記二云怖日月時等者大論十一云羅□□(喉欲)噉月」より八行は『文句記』二下の記述である事がわかった。[註30]

さればこの文書は日春聖人筆蹟であり光長寺蔵『文句疏記要文』の一部である可能性が強い。そこで同要文の中に当てはまる部分があるかの点検を試みた。その結果、現在の巻子本の第五紙と第六紙の間に存在した事が判明した。

その理由は『文句疏記要文』第五紙の冒頭

「又云身長丈六壽八十老比丘像并(菩提)樹下 卅(三十)四」より七行は『大正蔵経』によれば『文句』一上の記述である事が判る。[註31]

次の

「又云非但當時獲大利益後五百歳遠沾」より二行は同じく『文句』一上の記述で

「妙道故百流通分也」で終っている。

そこで第六紙の冒頭部分を見ると

「汝羅喉羅何故懼(戦カ)慄猶如病怖不安乃爾羅」

で始まっているが、これも『大正蔵経』で調べてゆくと『文句記』二下の記述である事が判る。[註32]

「めうれん消息」の裏面に当る部分の末尾の記述が

「爾時婆稚見羅睺汗出放月以偈問日」[註33]であるから、『文句疏記要文』の第六紙の冒頭部分と連続するのである。即ち

「めうれん消息」裏面は『文句疏記要文』の第六紙の前に接続していた部分であったという事がわかる。

但し、『要文』の第五紙と「めうれん消息」裏面は記述の連続が認められないので、第五紙に接続していたと結論づ

けられず、第五紙の右に冊子本の時のとじしろが認められるので第五紙の左部分が欠けている事になり、少くともこの半面が現在の『要文』には失われていると判断すべきである。『妙蓮消息』の裏面は正に『文句疏記要文』の一部であり以前に存在した部分も右の如く解明できた。日春聖人の書写真蹟である。

D、『光尊御房書』の筆蹟と署名

光長寺昭和の『宝物台帳』第一種宝物の二十二に『光尊御房宛書状』日春と分類される文書がある。古来日春文書とされて来て明和の『宝物扣』には

一、日春上人横物（正徳元辛卯年十一月再修補）　一幅

とあり光長寺第二十八世、日暁聖人代正徳元年（一七一一）の一連の軸装再修補がなされた中の一点であることがわかる。

特に花押は日春聖人の代表的花押として採用されて来た。本文を試みに解読する事とする。

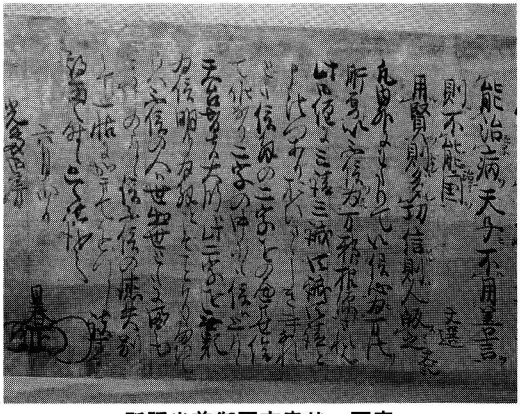

所謂光尊御房宛書状　写真

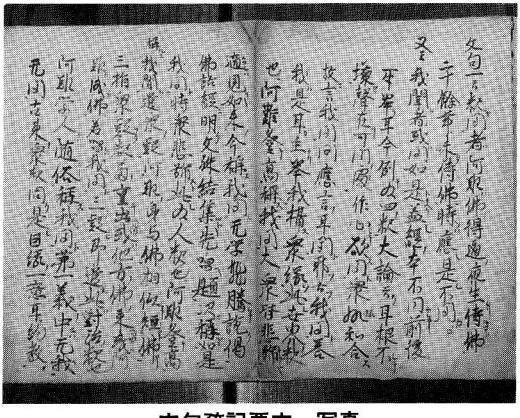

文句疏記要文　写真

解読

師弟之御契約當世希有

御事候　仍忝為鷲王□

勅使且顕厳志候事　自

他三世之面目候所謂同時

発心の薩埵(に)よて候らん
但恨彼御成就御延引之
条後混(昆)之御忘然疑敷
奉存候　あわれ正法の大旦那
とならせ給(た)(ま)いて佛天の威
力を以て輙世をとり給(た)(ま)へ
のし佛法なけれ(れ)(は)ば王法も
なし安徳天王巳来に(に)あり
正法あれは(は)臣も国主と成
給(た)(ま)へり頼朝將軍これなり
い万末法に(に)入て四百五十年
未顕當時相應之法門されは(は)
にや王も臣もかいなくして
治国の人ましまさす炎経(涅槃)
にハ無主無親亡家亡國と
説(た)(ま)へり日本国のありさま
誠以志(か)のなり無主国とも申

なむめりかゝれ(る)折節に(に)時機
相應の大法を(た)のミ(た)(ま)いて
日本の国主と成(た)(ま)へ(か)のしもと
より此国ハ日神の本国に(に)て
候へは(は)縦千万騎の大將
人なりとも日蓮聖人の□(大カ)
旦那にあらさ(に)□(れカ)ハをさめが(た)き
日本なるや此条もし御信
仰にたいてハ天下の帰伏ハ
疑なし信用なきにたひてハ(に)
現當の御不運そのし(か)宣旨
不用之後勅使を(は)うら見
さらまし本文にいハく(に)
金言無虚妄　感不感(ハ)
留(アリ)在其信不信(ニ)　後漢書
鶡鵲(モル)不レ受二鍼(カンヲ)薬一　則(トキシハス)不
レ能治(スルコト)レ病ヲ一　天子(モル)不レ用二善言ヲ一

則不レ能（治カ）○国ヲ　　文選
用レ賢ヲ　則トナレハシ　多レ功信ハ則人皈スコヽレ之　史記
凡内外に王たりて以信心為万代ノ
肝要ハ以不信ヲ為スル　万邪ノ根源トされは
此御經に三請三誡四誡四請と
申法門ありたひたゝしき事なれ
とも信解の二字をのゐさせ給
て候なり二字の中にも信ハ　上にて□（候カ）
天台智者大師ハ　此二字を無疑
為信明了為解とこそことハリたゐひて
候ハ不信の人ハ世出世ともに満足
□ぬ（せカ）□（もカ）のにて候　信不信の徳失別
して一帖にかきて進へく候　諸事
対面之時候　恐々謹言

六月四日　　日春花押

光尊御房

当消息筆蹟は大変能筆で一部訓点が施され、内容的には仏法・正法がこの国に必要なことから始め信解の二字の解釈を古典を引用しつつ述べ信心の重要性を説き明かしているものである。さらに「信不信の徳失（得失）別して一帖に書きて進ずべく候」としめくくっている。

この書は日春聖人から「光尊御房」即ち日光師にあてた消息とされて来た。『岡宮光長寺記録』には

「日法聖人御弟子有二人第一名日光・第二日円云也然日光上人光長寺内東之坊開山日円上人南之坊開山也」[註34]とあり、光長寺日韶（元禄三年七月化）師の付記に御弟子二人ではないとしている。

日法聖人の弟子は他の古記録によれば「日景・日妙・日授・日光・日円・日善・日巧・日仙・日性」等が数えられ、暦応三年（一三四〇）三月八日の光長寺仏殿、第三回目の修理の棟札の写しには「日景・日巧・日円・日乗・日了・日性・日遊・日善」と僧名が見え、日光の名が見えない。ただ日法聖人の弟子である事は光長寺記録及び各坊の開創のいきさつから推定されるものである。ただ日法聖人は年長かつ先に遷化せられた日春聖人を先師とし、自ら符弟と称された事は嘉暦二年（一二二七）三月の光長寺仏殿修理の棟札の写しに見える記録

「別當日春上人符弟和泉阿日法」より推定されるものである。

消息の文字を光尊御房と読んだ為あて先は即ち日光師と特定されて来た。日春聖人の弟子にも当る関係は日春上人符弟と称する日法聖人の御弟子であればこの消息は不自然ではないと判断されて来たと思われる。

しかし、同じ光長寺中に居られる日春聖人が、御弟子筋に国家観や信解の法門を

「あわれ正法の大旦那とならせたまひて佛天の威力を以て輙世をとりたまへかし」

「日本の国主と成たまへかし」

「此条もし御信仰におひては天下の帰伏は疑なし」

等と書面にして申し送る事に不自然はないだろうか。特に冒頭の「師弟之御契約」の書き出し部分より消息は始っているが、消息の形より見れば前欠かと思われる。師弟の文字は日春・日光両師の間柄と単純には理解できない。

更に筆蹟の面からすればこの消息の文字は他の日春文書のそれとは全く異る特徴を持っている。署名花押も他の例とは全く異るのである。（写真比較参照）

また宛先である「光尊御房」であるが果してほんとうに「光尊」と読むべきか。左の如く比較検討してみると光の次の文字は尊とは読み難い。くづし方が類似するものは「番」か「當」か「多」の文字であろう。しかし「當」は消息文に明らかに二ヶ所出ており字形が異る。されば「番」か「多」の可能性が大であるが「多」と読む読み方が正しいと思われる。（左に文字・花押の比較を例示してみる）

宛名

尊

番

當

多

（参考『古文書字叢』）

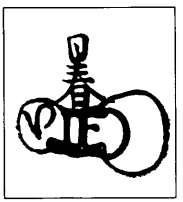

所謂
光尊御房書

文句疏記要文

最後に当消息の紙質と文字全体の判断であるが鎌倉期より余程時代が下るのではなかろうか。以上の考察より当消息は日春聖人真蹟とは判断し難い。

E、日春聖人御本尊

光長寺昭和の『宝物台帳』第一種宝物十二に「日春聖人御本尊　日春　寛政七年七月奉納」とあり、日春聖人御本尊は明和の『宝物扣』が成立した時はまだ光長寺に所蔵されず、従って明和の台帳には「日法上人御本尊」の項目の最終部分に次の如く加筆されている。

一日春大上人一　牧（ママ）本尊　一幅　表具逆修講中

寛政七卯七月奉納上ヶ土町（七右ェ門　兵助）

永仁五年（一二九七）六月十一日の年号があるこの御本尊が光長寺に奉納された経緯は現在の表装裏書に次の如く

記される。

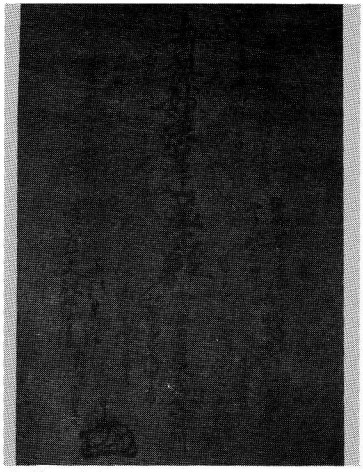

本尊　本紙法量　縦　46.4cm
　　横　31.8cm

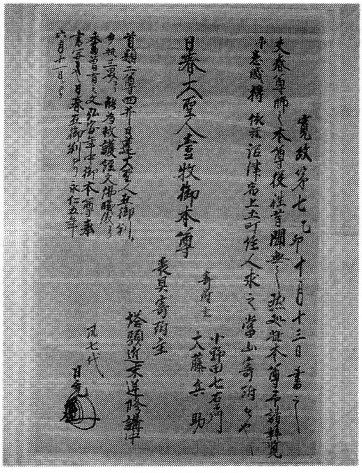

本尊表装裏書

（本尊表装裏書）

寛政第七乙卯十月十三日書之

夫春尊師之本尊従往昔聞無之然処此本尊予拝覧

予悉感得依茲沼津宿上土町住人求之當山寄附者也

寄附主　小野田七右ェ門
　　大藤兵助

日春大聖人壹牧御本尊

表具寄附主
塔頭近来逆修講中

卅七代　日充花押

首題ニ尊四并日蓮大聖人在御判
今此三界ヨリ能為救護經文佛滅後ヨリ
末口曽有之文弘安年中御本尊奉
書写口也日春在御判アリ永仁五年
六月十一日トアリ

光長寺には古来日春聖人御本尊が伝存せず奉納されたのは寛政七年（一七九五）十月十三日三十七世日充師代（寛政十年三月二日化）である。裏書に「弘安年中御本尊奉書写」と見え、弘安年中の宗祖本尊と比較してみると弘安二年己卯（太才）九月御書写の日仰優婆塞授与の御本尊と勧請諸尊、讃文は同様である。[註35] ただ首題の下に「南無日蓮大聖人在御判」と記され左下に日春署名と花押がある。

紙色は既に濃焦茶色に変化し文字の判読も墨色の異同も慎重に見なければならない。ただ署名花押が比較的明瞭に残されているので日春聖人の他の確実なる署名・花押との比較が可能である。

署名・花押を『文句疏記要文』『色心二法事』『顕立正意』『寶物集』『大日本國法華經験記』と比較してみると次の如くである。

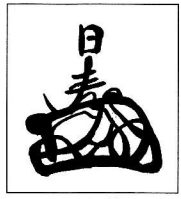
御本尊
署名花押

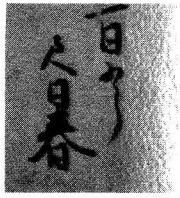
宝物集

文句疏記要文

大日本國
法華經験記

色心二法事

顕立正意

右の比較の結果、当御本尊の署名、花押は真蹟の他の筆蹟とかなり異る特徴を持つものである事が判る。

F、『下山抄』

宗祖御遺文『下山抄』は御真跡断片が散在するところから光長寺所蔵日法写本『下山抄』が底本として用いられるが、光長寺には『下山抄』が二本あり、古来日法書写本二本として紹介され『日本思想大系　日蓮』には解説に「日法所持本」[註36]としてある。一本を平仮名本、他を片仮名本としている。

なお「後者が前者を書写し、その際平仮名を片仮名（小書）化し漢文風の表記に改めたと考えてよく書写の時期も前者の付嘱の前後であろう。」と記される。更に「両者の筆蹟は同一とは見えない。別筆による書写と考えられるが、

後者の日法の自署花押はすくなくともその所持本であった事を示している。[註37]」と解説されている。

即ち日法書写本、日法所持本として伝来されて来た。更に昭和の『宝物台帳』には

34　下山抄（漢文体）　日法

35　下山抄（書下文）　日法　正慶2・1・14

とあり『下山抄』の二本はいづれも日法聖人作とされて来た。ただ、明和の『宝物扣』には「文云」として宗祖御筆として一本、又日法聖人筆として一本が類別されている。漢文体と書下文の区別は表記されていないが別筆であると認識されていたと思われる。ただ一本が宗祖筆とあるのはおそらく平仮名本（書下文）の事を指しているやに思われる。それは宗祖の筆致に一部類似した部分がある事からと思われる。それ程、平仮名本の筆跡は変化に富み特定が困難である。とは言え宗祖の真蹟とは全く異るものである。

ただ『日本思想大系　日蓮』の著者が片仮名本の内題下の署名花押を日法聖人筆蹟とし、大輔阿闍梨某に正慶二年（一三三三）付嘱しているとしているが、[註38]この文字は日法聖人筆蹟と認め難い。墨色を見て本文筆蹟よりも後代に加筆されたものと判断せざるを得ない。冊子本の時の綴じ代に書かれている事も不自然である。「大輔阿闍梨」と付嘱者が読めるが『光長寺白表紙』の光長寺仏殿の修理の棟札の写しに「大輔阿日円」と僧名が見えている。[註39]

また『下山抄』平仮名文の末尾に見える年号は

「正應二年正月十四日書写了」である。

この文字が後年に付加されたもので無いことは筆蹟、墨色よりも認められる。従って内題下の年号は「正應」の「應」の字を「慶」と誤記されたものではなかろうか。

片仮名文（漢文体）は正に日法聖人の直筆であるがこの「平仮名文」の書写の筆者は如何に解釈したらよいだろうか。或いは日春聖人の筆蹟を思わせるものがあり、平仮名文は日法聖人の筆蹟の如く整然としておらず一文字一文字も自由自在の趣がある。

ただ明らかに日法聖人の筆蹟で加筆、註記等が随所に認められ、日法聖人の目を通された文書である事は確かである。平仮名文の筆蹟は別人が想定される程一見しては日法聖人の筆蹟に見えずむしろ日春聖人の筆蹟に類似する可能性を考慮した。しかし一文字一文字丹念に比較検討してゆくとやはり日法聖人の筆蹟の特徴を有する文字が多く、スピードを上げて筆写した為に草書も多く不揃いで漢文体の方は後に落ち着いて清書されたものであろうと考えるに至った。従って日春筆蹟とする試考は今否定しておきたいと思う。

『下山抄』の筆者に関連して、同書と筆蹟を悉に比較すると、宗祖真蹟とされて来た光長寺蔵『日本国佛法渡事』（『日本國佛法渡次第記』）も少なくとも前半部は日法聖人筆蹟とすべきであり別に論述する事とする。

四、日春聖人真蹟に加えるべき文書と疑問文書

日春聖人の真蹟文書として新たに認めなければならない文書を挙げると

A『御法門御聴書』上の漢字解説部分（十二行）

B『与富木入道殿消息』裏面の『文句疏記要文』の一部分（十二行）
C『妙蓮消息』裏面の『文句疏記要文』の一部分（二十行）
であり一方
D『光尊御房宛書状』
E『日春聖人御本尊』永仁五年六月十一日
の二点は真蹟か否かの検討の結果疑問点の多い事を述べて来た。
F『下山抄』（平仮名文）の中には筆蹟をよく研究しなければならない部分があるが今は日法聖人筆蹟と見ておきたい。

されば光長寺蔵日春真蹟文書は現在左記の如くであると考えられる。

1 『文句疏記要文』　弘安五年（一二八二）十月十日於下慈國書了　署名花押（註40）　（当初表紙題名は『文句疏記要文一帖』）
2 『寶物集』　弘安十年（一二八七）二月一日書了（註41）　署名有
3 『顕立正意抄』　嘉元二年（一三〇四）十月十日書了（註42）　署名有（日法署名も有「日法受譲之」）
4 『色心二法事』　署名有（日法署名花押有）　（当初表紙題名は『顕立正意一巻』）
5 『大日本国法華経験記』　署名有　紙背文書有　（当初表紙題名は『□（色カ）心不二事』）
6 『寶物集題号』　署名有

7　『御法門御聴書』上十二行漢字解説部分
8　『与富木入道殿消息』裏面十二行　『文句疏記要文』の一部
9　『妙蓮消息』裏面二十行　『文句疏記要文』の一部

光長寺に蔵される明和の『宝物扣』昭和の『宝物台帳』には各々に所蔵宝物の分類がされているが、両者の分類には見て来た如く様々の差異があり、日春・日法両聖人の真蹟に関しても一致してはいない。古来、所蔵宝物の所持者、書写筆蹟には明確なるものと不明なるものとあり分類の時期の解釈に従って伝承されて来た部分がある。特に日春日法聖人関連の文書の量は他の宗祖直弟先師と比較して質量共に鎌倉期からそのまま伝来して来た事を考慮すれば稀有の感がある。後世に奉納された関連宝物も尊崇され信仰の上の糧としてその大きな役割を果して来た事は特記されなければならない。今はその上で日春日法両聖人の果たされた宗門史上の真価、宗祖の門下指導の実像、宗祖滅後の教学の進展の有様を少しでも解明して行かなければならない。

日春聖人の果たされた真価を知る為にもその御書写の諸本並びに筆蹟を明らかにする事は必要である。

光長寺開創が建治二年（一二七六）であり、仏殿造立迄三十五年の歳月を要したとすれば単なる日月の経過ではない。甲斐休息の立正寺が真言修験の道場から法華本門の道場伽藍に改修される迄に血の滲む日法日乗聖人等先師の布教の経過が在ったように光長寺に於ても僧俗の教化の為の計り知れない研鑽があったものと思われる。日春日法両聖人の書写本の存在と諸本に残る教学研究の跡、巾広い文学、歴史の研究の跡は如実にそれを物語っている。

日春聖人は光長寺仏殿造立の同じ年の僅か一ヶ月後、延慶四年（一三一一）三月十六日に遷化せられた。

註

註1　『本化別頭佛祖統紀』日春法印伝、『富士門家中見聞』『岡宮光長寺記録』『妙法寺史録』等々

註2　『本化別頭佛祖統紀』本満寺　昭和五五年　二七六頁

註3　『甲陽休足山立正寺之末歴』宝永三年日退記『立正寺由緒』『山伏問答』にも記される。
『興隆学林紀要』一号「本果院日朝聖人に関する研究」（一）六二頁拙稿

註4　『御本尊集目録』立正安国会　第一〇五号　一四九頁

註5　平成六年六月二十八日重要文化財指定

註6　『御法門御聞書』上下『日本国佛法渡次第記』『文句疏記要文』『大日本国法華経験記』『四信五品抄』等

註7　『御法門御聞書』大本山光長寺　平成二年　三二～三三頁

註8　『桂林学叢』第一六号　平成九年　九八～一〇一頁

註9　『大正新脩大蔵経』第三四巻　八七頁b23ℓ～b24ℓ

註10　前掲書第三四巻　八七頁b26ℓ

註11　〃　八七頁b24ℓ～b26ℓ

註12　〃　八七頁c5ℓ～c9ℓ

註13　〃　九一頁b21ℓ

註14　〃　九一頁b25ℓ

註15　〃　二八〇頁a12ℓ～a14ℓ

註16　『鎌倉武家辞典』『鎌倉室町人名辞典』

註17　妙蓮寺伝に時光夫人追慕のため時光が日華上人を導師として妙蓮寺を建立したと見える。

註18　永仁六年（一二九八）日興『弟子分本尊目録』に「新田四郎信綱は日興第一の弟子なり」とある。

註19　延慶二年（一三〇九）南条左衛門二郎、富士上方上野郷及相模国山内庄舞岡郷の譲状あり。『富士宗学要集』八巻二四頁

註20　『駿河・相模の武家社会』福田以久生　清文堂　昭和五一年　一五四頁
伊豆・駿河の国の守護は北条氏の得宗であり（北条氏の家督の家柄）時政・義時はこの二国を常に権力の背景にしていた。北条氏は知行国主としての執行権も有していた。得宗の私的な従者の御内人のなかに富士上方の地頭南条氏がいる。

註21　『静岡県史』資料編五　中世　平成元年　九一四頁

註22　『中山法華経寺誌』大本山法華経寺　昭和五六年　二五〇頁

註23　日法聖人あての消息をのぞく

註24　『中山法華経寺史料』中尾堯編　昭和四六　一〇一頁

註25　前掲書　一三三頁

註26　〃　一四三頁

註27　『大正蔵経』第三四巻　一五七頁　b13ℓ～b18ℓ

註28　前掲書　第三四巻　一八頁　b12ℓ～b15ℓ

註29　〃　一八頁　b27ℓ～b29ℓ

註30　〃　一八七頁　b15ℓ～b22ℓ

註31　〃　四頁　c21ℓ～五頁　a1ℓ

註32　〃　一八七頁　b22ℓ～b23ℓ

註33　〃　一八七頁　b21ℓ～b22ℓ

註34　『岡宮光長寺記録』東大資料編纂所影写本に

「詔私云日法上人ノ御弟子二人トアルハ何ヲ證スルヤ左ニハアラズ為後代加筆ス」とある。

註35　『御本尊集』『御本尊集目録』立正安国会　昭和四九年　第六六『目録』九九頁

註36　『日本思想大系14日蓮』校注戸頃重基・高木豊　一九七〇年　六〇九頁

註37　前掲書　六〇九頁

註38　〃　六〇九頁

註39　『光長寺白表紙』奉第三修理光長寺願主和泉阿日法符弟侍従阿日景とありその下に記される僧名

註40　『静岡県史』資料編5中世一　七七八頁の記事に於下慈国給了とあるが「書了」と読むべきであろう。下慈國は下総國と考えられる。

註41　『静岡県史』資料編5中世一　八〇四頁　二月一日給了とあるが「書了」と読むべきであろう。

註42　前掲書　八八六頁　十月十日給了とあるが「書了」と読むべきであろう。

註43　当本の釋日法の署名花押は後の加筆か。